

## クラス会等交流事業の概要

守谷高等学校同窓会では、会員相互の親睦をより一層活発に行っていただくため、クラス会・同期会等の開催に対し経費補助を行います。ふるってご活用ください。

### 1 対象，条件，制限

対象とする会合	茨城県立守谷高等学校同窓会会員間の交流を活性化させるクラス会・同期会であること。
参加者数の条件	会合の参加者は10名以上であること。
補助回数の制限	同一会合に対する補助は3年度に1回とする

### 2 補助金額

補助金額は実出席者1人500円とする。なお、「実出席者数>申請書記載の出席予定者数」となった場合は、出席予定者数×500円を補助する。ただし、上限を50,000円とする。

### 3 申請者が行う各種手続き

申 請	クラス会等実施日の2か月前までに「クラス会等交流事業補助金申請書」（様式第1号）を「守谷高等学校 渉外部」に提出してください。（原則として郵送でお願いします） ＜提出先＞ 〒302-0107 守谷市大木 70 番地 茨城県立守谷高等学校 渉外部 電 話 0297-48-6409 F A X 0297-45-8479
報 告	クラス会等実施後2週間以内に「クラス会等交流事業補助金実施報告書」（様式第3号）,「添付書類①及び②」,「添付書類③」を「守谷高等学校 渉外部」に提出してください。（原則として郵送でお願いします） ※実績報告書の内容が適正と認められた場合、補助金を交付
同窓会総会発表	クラス会等を実施した翌年度の同窓会総会において、当該クラス会等について発表していただきます。